

2018(平成30)年度事業報告

1. はじめに

- (1) 2018年の日本経済は緩やかながら安定的な成長を続け、多くの企業において好調な業績が持続し、労働力人口の減少傾向とも相俟って、引き続き求人需要は高い水準で推移しました。一方、国際情勢においては米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題等の影響で、世界的な事業展開を行う我が国企業の業績や雇用への影響を注視しなければならない状況に至っています。また、社会や企業のデジタル化が雇用にも大きな影響を与えつつあり、人材の採用数が大きく増減したり、求める人材の要件が著しく変化する要因ともなっています。
- (2) 2017年3月に成立した改正職業安定法の多くの改正部分について、2018年1月に施行されましたが、未施行の求人不受理に関連する事項も含めて、職業紹介事業者の業務運営に大きな変化をもたらすものです。また、働き方改革関連法が成立し、少なからず職業紹介事業に影響を与えることから、職業安定法との関連事項を中心に、施行状況を注視していく必要があります。政府の外国人材の受入れ拡大方針を受けて、出入国管理法の改正も行われ、職業安定法の国外にわたる職業紹介事業の際の許可基準が改正され、今後、職業紹介事業者が外国人材の雇用の適正な拡大にどのように貢献できるかが課題となっています。
- (3) 職業紹介事業者の業績は堅調に推移しており、職業紹介事業者に対する期待と社会的な役割は高まりつつあります。雇用を取り巻く社会経済の変化や職業安定法をはじめとする関連法制度の改正は、職業紹介事業者の事業運営に大きな影響を与えるものですが、更に今後は、テレワークや兼業・副業・フリーランス等の雇用類似の働き方等、働き方の多様化の要請に対して、これらを注視し、職業紹介事業者が事業運営の中でなお一層的確に対応することを求められる時代が来ることも、念頭に置いておかねばならないと考えます。

2. 業界動向

- (1) 会員各社の協力を得て独自に集計した2017(平成29)年度分の人材協会員の「職業紹介事業報告」(業況調査)によると、就職件数は対前年度比19.3%増、手数料収入は対前年度比18.9%増と、前年度を更に上回る伸び率を示しました。また、2018(平成30)年度上期(4月～9月)の人材紹介大手3社の紹介人数実績においても、対前年同期比21.4%の高い伸び率伸びを示しています。景況感が一定の高いレベルで推移する中で、旺盛な求人需要が継続し、労働力人口の減少という構造的な問題もあるため、求職者の確保とマッチングの難易度は引き続き高い水準にあります。なお、会員企業からの情報によれば、2018年度後半には海外の不安定な情勢の影響を受け、業種や職種によっては一部で求人件数や紹介就職件数が減少している模様です。
- (2) 職業紹介事業者は、労働力需給調整機能を担う機関として、雇用環境の変化や益々高まると思われる社会的な要請に適切に対応し、その使命である適格紹介の実現に向けて、真に求職者・求職者に向き合って、更なる専門性の向上と、関係法令を遵守し、社会的規範や企業倫理

に則った適正な業務運営が求められています。

3. 人材協の活動状況

人材協では、2015年度に「人材協のあり方検討会」で策定した「社会から見た人材紹介業界の地位向上に努める」という人材協のミッションを施策へと具現化すべく、人材紹介業界の地位・社会的評価の向上のための諸活動、会員のビジネスメリットの向上や業界のステータス向上を基盤とした会員拡大等に取り組んで参りました。

2018年度も、引き続き人材協会員の更なる事業発展に向けた諸活動を実施しました。特に、改正職業安定法の施行と働き方改革関連法令の成立等に関連する諸情報の提供、組織強化と会員拡充に向けた活動、会員向けの教育研修と業務品質向上のための諸施策の強化等に注力しました。

(1) 会員動静

	2018.3 月末	2018 年度入会	2018 年度退会	2019.3 月末
正会員	246社	18社	19社	245社
賛助会員	6社	1社	0社	7社

(2) 理事会・常任委員会・各専門委員会等の開催状況

理事会		5/11	7/20	11/28	3/15		
常任委員会		4/27	7/13	11/16	3/8		
事業組織委員会		5/25	10/29	2/15			
調査広報委員会		5/29	11/6	2/5			
法制倫理委員会		5/21	10/25	2/4			
教育研修委員会		5/16	10/19	1/30			
再就職支援協議会	幹事会	4/9	8/30	1/17			
医療系紹介協議会	全体会	7/18					
医療系紹介協議会	分科会	11/2	11/15				
医療系紹介協議会	幹事会	5/23	11/29	3/20			
医療系紹介協議会	実務者会	4/18	5/14	6/14	7/26	8/7	9/14
		10/16	11/14	12/18	1/16	2/12	
新卒紹介協議会	全体会	6/15	10/30				
新卒紹介協議会	幹事会	1/29					

(3) 主な対外的活動

① 行政・関連団体との連携

① 厚生労働省職業安定局（雇用政策課民間人材サービス推進室、需給調整事業課）および東京労働局（需給調整事業部）との定期的な意見交換の場を設け、情報交換・連携を密にし、改正職業安定法に基づく具体的な業務運営方法等に関する情報の適時適切な

入手と、職業紹介事業者の立場からの意見提案・情報提供を引き続き実施するとともに、パブリックコメントによる意見提出も行いました。

- ②内閣府の「まち・ひと・しごと創生本部」のプロフェッショナル人材戦略ワーキンググループに委員として参画し、職業紹介事業者の団体としての見解を述べました。また、引き続き、労働政策研究・研修機構の受託事業「職業分類改訂委員会」に委員として参画する等の協力を行いました。

②同業・隣接業界団体・経済団体等との連携

- ①会員となっている「人材サービス産業協議会（JHR）」の「労働政策委員会」、「ソーシャル・バリュー推進委員会」、「人材シナプス部会」等に人材協役員が委員として参画し、職業紹介事業者の立場からの人材協としての意見提案、JHRの各施策の実施に向けた活動を行いました。
- ②「五社懇（人材協、民紹協、全求協、派遣協、技能協）」の開催により、各同業・隣接業界団体との情報交換等を実施しました。
- ③民紹協受託事業の「職業紹介事業者人材育成推進事業」に2018年度も引き続き委員として参画し、従事者教育の講習カリキュラムやテキスト改訂、職業紹介責任者講習の際の理解度確認試験の制度運用等に関し、人材協の立場から意見提案等を行いました。
- ④全求協受託事業の「求人情報適正化推進協議会」に2018年度も引き続き委員として参画しました。
- ⑤経団連の会員として審議委員会、地方・業種団体情報連絡会、雇用や労働政策に関連する各種会合に参加するとともに、雇用・労働関連についての連携を深めるべく個別情報交換等も行いました。

③人権啓発活動の推進

「就職差別撤廃東京集会2018」を後援するとともに、「人権文化フォーラム2018」に多くの会員企業が参加するなど、就職差別撤廃に向けた取組みおよび人権啓発活動を推進しました。

（4）主な協会内活動

①改正職業安定法、その他労働関連法令等への対応

- ①改正職業安定法が順次施行されることを受けて、その内容について、各種会合、教育研修・セミナー等の場や、事務局から発信する広報手段を用いて、適時適切に情報提供しました。特に、新たに加わった人材サービス総合サイトへの情報掲載、変更となった事業報告書（様式8号）等への記載方法等については繰り返し徹底を図りました。
- ②2020年3月に施行予定の求人不受理に関連する事項について、パブリックコメントが実施されたことを受けて、指針の一部を改正する告示案に関する意見提案を行いました。
- ③裁量労働制の求人について、人材紹介会社が求人を受け付ける際に、求人者が錯誤することの無いように徹底を図るリーフレットの作成を厚生労働省に要請するとともに、各会員への徹底について広報活動を実施しました。
- ④働き方改革に関連する改正労働基準法等の成立を踏まえ、法務実務セミナーによる情

報提供を実施するとともに、会員や紹介事業者にとって重要となる部分を重点的に広報活動しました。

- ㊦出入国管理法の改正に備え、外国人労働者を雇用する場合の留意点等に関して、専門家によるセミナーをいち早く開催しました。

②組織強化と会員拡大に向けた取組み

- ㊧人材協の組織力強化と社会的地位の向上のためには、新規会員の増大が不可欠であり、2018年度も、既存会員からの協力を得るとともに、大手2社の協力により、提携先紹介事業者向けのセミナーを開催する等の会員拡充活動を実施しました。
- ㊨地区別のブロック会を会員の他、未加入事業者も招き、開催しました(東日本地区:東京、中部地区:名古屋、関西地区:大阪、中四国地区:上期・広島、下期・岡山、九州地区:福岡で各年間2回、北海道地区:札幌で年間1回)。ブロック会においては各地区の労働局による最近の法令、指導状況の解説、事務局からは改正職安法の施行状況や働き方改革関連法の動向についての最新情報を提供し、各地の会員への理解を促進しました。
- ㊩事業組織委員会が中心となって、既存会員が新入会員の入会後の支援を行う「新入会員サポーター制度」を2018年度も継続実施しました。また、首都圏の比較的入会して間もない会員を中心に、事務局による個別会員訪問を実施し、改めて人材協の支援体制(相談事業、教育研修、各種会合等)について情報提供を行いました。
- ㊪地方創生の動きが加速する中で、今後、地方銀行自体やグループ企業が有料職業紹介事業の許可を取得することが見込まれるため、地方銀行全行に対して、人材協の入会案内文書を送付し、入会促進活動を行いました。
- ㊫「医療系紹介協議会」では、全体会、分科会、幹事会、実務者会の会合を数多く開催し、協議会で策定したガイドラインの尊重について周知徹底するとともに、全体会・分科会では実務のマネージャークラスも参加し、有意義な情報交換を行いました。
- 病院や看護師等の医療関係団体等に対して、引き続き、人材協および協議会の活動に関する理解促進のための積極的な広報活動を行いました。
- 協議会メンバー会社の従事者のレベルアップに向けて、Webによる「医療系紹介基本知識テスト」を継続実施し、前年を上回る1,083名が受講修了されました。また、活動の理解促進に向けて、引き続き、医療機関向けの冊子の配布等も行いました。
- ㊬「再就職支援協議会」は、引き続き「指針(141号告示)」改正の趣旨を踏まえ、協議会として設定したガイドライン等の遵守と品質向上活動を実施。幹事会を開催し、ガイドラインの徹底を図るとともに、具体的な業務運営についての情報交換等を継続実施しました。
- ㊭新卒紹介事業を推進する会員による「新卒紹介協議会」を今年度新たに発足させました。全体会では、経団連からの情報収集や会員による意見交換、幹事の選出等を行うとともに、幹事会において、今後の協議会の方針等について論議を行いました。
- ㊮会員の懇談・情報交換の場として、引き続き、SK会(資本系人材会社の会)、ロゼ会・JQJ(東京地区および九州地区の女子会)、青年部会(若手コンサルタントの会)等の各会合を開催し、活発なメンバー間の意見交換等を行いました。

③業務品質向上に向けた会員企業への支援活動

- ①毎年定例開催している、安西法律事務所・木村恵子弁護士による「法務実務セミナー」を、今年度は働き方改革関連法をテーマに開催し、55名の方々が参加されました。
- ②教育研修については、前年度から教育研修委員会メンバーが中心となり従来の各講座のモニタリングを行い、その結果を踏まえた新しい教育体系を策定しましたが、2018年度は新体系に基づく新講座の開発と実施に注力しました。具体的には以下の通りです。
職業紹介責任者アドバンスゼミの「コースⅡ～Ⅳ」を新たに開講し、「コースⅠ～Ⅳ」の4講座によるラインアップを整備しました。
改正職安法で従事者教育の実施が職業紹介責任者の責務となったことを踏まえ、人材協としても「職業紹介従事者講習」を開発し、定例開催しました。
職業紹介事業者にとって重要となる関連の労働法規について、「関連労働法規シリーズ」として整備し、新講座も加え定例開催しました。
上記の結果、全ての講座の総受講者は前年実績を大幅に上回り、286名（前年実績94名）の方々が受講されました。
- ③より多くの全国の会員に対して、人材協の教育研修サービスの提供を実現すべく、会員限定の e-learning による教育研修「職業紹介従事者講習 e-learning 版」を人材協としては初めての試みとして開発しました。11月及び2月に開講し、合計で1,741名の会員企業の従事者の方々が受講修了され、非常に好評を得ました。
- ④人材協認定コンサルタント資格制度については、2018年度は新たな資格認定を一旦休止し、教育研修委員会で具体的な内容・規程等の検討を行い、試験制度や更新制度を全面的に再構築し、2019年度から新制度による募集活動を再開します。

④会員への広報・情報提供活動

- ①2018年度は「ニューズレター」を76回（前年：68）発行し、法令改正の動向、各種統計データ、人材協主催の各種行事、研修・セミナー等の情報提供を行いました。また、メールによる情報通信「JESRACLIP」を231回（前年：218）発信し、最新の法令改正や行政動向等に関する情報をタイムリーに提供しました。なお、「JESRACLIP」の配信先も722アドレス（前年：665）となり、人材協の情報源としての役割が更に高まるとともに、業界団体が配信するメールマガジンとして高い評価を得ております。
- ②調査広報委員会でホームページのログ解析とアクセス向上策等について検討し、Facebook ページを設定するとともに、ホームページの更なる活用策の検討を行いました。

⑤職業紹介責任者講習の実施

- ①人材協が厚生労働省から実施機関としての確認を受け、2007年度から開始して11年が経過しました。本講習は人材協が実施する教育研修のベースとなる重要な講習であり、人材協が保有する数多くの具体的事例を活用し、他の実施機関よりも充実した内容の高いレベルの講習会の実施に注力し、会員はもとより職業紹介責任者全体の水準向上に貢献しています。また、講習の理解度を高めるべく、前年度全面的に刷新した講習テキストについては一部改訂を行い、更に内容の充実を図りました。
- ②2018年度も職業紹介責任者講習の積極的な開催を行い、実施回数を増やし受講者増に努めましたが、実施機関が4機関から7機関に増加したこと等の影響を受け、修了者は

残念ながら前年実績を下回りました。(2018年度の実施状況は下記の通り。2016年度は実施回数:22回、受講証明書交付人数:1,540名、2017年度は実施回数:27回、受講証明書交付人数:1,942名)

地区	回数	受講証明書交付人数
北海道	2(2)	125(229)
宮城	2(1)	82(64)
東京	20(18)	1,255(1,241)
愛知	2(2)	135(152)
大阪	2(2)	133(145)
福岡	2(2)	85(111)
<合計>	30(27)	1,815(1,942)

<()内は前年実績>

⑥相談事業の継続展開

- ①専任の相談室長を中心に、会員をはじめとする職業紹介事業者、求人者、求職者等からの多岐にわたる数多くの「相談」「苦情」「問合せ」を受け付け、個人情報や企業機密の秘匿に最大限に配慮しながら、丁寧に対応しており、引き続き利用者から高く評価されています。相談事業の利用を契機として、人材協に入会されるケースもあり、多くの会員から「会員としての大きなメリットである」と評価されています。
- ②2018年度の相談事案の総受付件数は1,358件でした。職業紹介責任者講習の改定内容が定着したことにより、関連する問合せは減少しましたが、改正職業安定法関連の実務上の運営方法に関する事項や、外国人材の紹介に関する会員や事業者からの問合せの増加が特徴的な事象でした(前年総件数:1,495件)。
- ③相談事案のうち、会員や職業紹介事業者にとって参考となる事例については、情報の取扱いに充分留意した上で、職業紹介責任者講習やアドバンスゼミ等の中で受講者に伝えており、法令遵守と適正な業務運営の推進に貢献しています。

■2018(平成30)年度事業報告の付属明細書は、「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため作成いたしません。